

令和3年水上村条例第20号

水上村生涯スポーツ施設条例

(設置)

第1条 住民の体力向上、地域のコミュニティ形成及びスポーツ振興に資するため、水上村生涯スポーツ施設（以下「生涯スポーツ施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯スポーツ施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理及び運営)

第3条 生涯スポーツ施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

(利用期間及び利用時間)

第4条 生涯スポーツ施設の利用期間及び利用時間は、規則で定める。

(利用許可)

第5条 生涯スポーツ施設を利用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 村長は、管理上必要と認めるときは、前項の許可に際し、条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 生涯スポーツ施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 生涯スポーツ施設の管理上支障があるとき。
- (5) その他生涯スポーツ施設の利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 生涯スポーツ施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 村長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責によらない理由により、利用することができなくなったとき。

(2) その他村長において還付する必要があると認めるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、生涯スポーツ施設を第5条に規定する利用の許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の制限)

第11条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止させ、又はその許可を取り消すことができる。

(1) この条例又は規則に違反したとき。

(2) 第6条の規定に該当することが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公用又は生涯スポーツ施設の管理上支障のあるとき。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、生涯スポーツ施設の利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用を取り消され、又は停止されたときも同様とする。

(損害賠償等)

第13条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、生涯スポーツ施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 生涯スポーツ施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第3条の規定による管理及び運営

(2) 第5条に規定する利用許可、第6条に規定する利用許可の制限、第11条に規定する利用の制限、第12条の規定による原状回復命令その他

利用許可に関連する業務

(3) 第7条に規定する使用料の徴収、第8条に規定する使用料の減免、第9条ただし書に規定する使用料の還付その他使用料の徴収に関連する業務。ただし、使用料の減免及び使用料の還付については、村長の承認を受けて行うものとする。

(4) 生涯スポーツ施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、生涯スポーツ施設の運営に関して村長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合においては、第5条から第9条まで及び第11条の規定中「村長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、利用期間及び利用時間を変更するときは、あらかじめ、村長の承認を受けてこれを行うことができる。

(利用料金の収入)

第15条 村長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその管理する生涯スポーツ施設の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定を適用する場合においては、利用料金は、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金をその収入として収受させる場合においては、第7条から第9条まで及び別表第2の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
水上村生涯スポーツ施設	水上村大字湯山1474番地1

別表第2（第7条、第15条関係）

使用料（一般料金）

区分・時間	トレーニング室 歩行浴プール (2時間につき)	低酸素ルーム (1時間につき)	高酸素ルーム (1時間につき)	トレーニング室 歩行浴プール 低酸素ルーム 高酸素ルーム (1日につき)
一般（村内）	200円	300円	300円	800円
中学・高校生 （村内）	100円	200円	200円	500円
65歳以上 （村内）	100円	200円	200円	500円
村内宿泊者	200円	300円	300円	800円
村 外	300円	500円	500円	1,300円

使用料（1か月フリープラン）

区分・時間	トレーニング室 歩行浴プール (1日2時間に限る。)	トレーニング室 歩行浴プール 低酸素ルーム 高酸素ルーム (1日4時間に限る。)
一般（村内）	1,500円	4,500円
中学・高校生 （村内）	1,000円	3,000円
65歳以上 （村内）	1,000円	3,000円
村内宿泊者	1,500円	4,500円
村 外	2,000円	7,000円

備考：1時間未満は、1時間とする。